



ライオンズクラブ・チャーター申請書

CLUB NUMBER: _____

IDENT: _____

CHARTER APPROVAL DATE

DATE APPROVED

LANGUAGE: _____

DIST ACCOUNT #: _____

(国際本部記入欄)

下記を必ず添えて提出してください。

- 1) チャーターメンバー報告書
- 2) チャーター費を支払ったことを示す銀行振込金受取書の写し
- 3) 該当する場合、納入金の割引や免除を受けるための証明書

タイプまたは活字体で記入してください。(ローマ字で記入のこと)

日付 _____

結成予定クラブ名 (ローマ字および漢字/かな) _____ ライオンズクラブ
市町村名 区別するための名称 (ある場合)

所在地 (ローマ字) _____
市町村 都道府県

結成予定クラブ名に識別可能な地名が含まれない場合には、その理由を説明してください。 _____

クラブの種類: 従来型 学内 ライオネス・ライオンズ 新世紀 レオ・ライオンズ

地区 _____ リジョン _____ ゾーン _____

スポンサー・クラブ _____ クラブ番号 _____

結成者 _____ 会員番号 _____ 役職 _____

新クラブ役員

会長 _____
名 (ローマ字) 姓 (ローマ字)

幹事 _____
名 (ローマ字) 姓 (ローマ字)

新クラブ事務局住所 (ローマ字) 番地 _____

新クラブ事務局住所 (ローマ字) 番地 _____

市町村/都道府県/国 _____ 郵便番号 _____

市町村/都道府県/国 _____ 郵便番号 _____

電話 _____ FAX _____

電話 _____ FAX _____

* 電話番号には国番号と市外局番を必ず記載してください。

* 電話番号には国番号と市外局番を必ず記載してください。

Eメールアドレス _____

Eメールアドレス _____

希望の連絡方法: 郵便 FAX Eメール

希望の連絡方法: 郵便 FAX Eメール

会計 _____
名 (ローマ字) 姓 (ローマ字)

会員委員長 _____
名 (ローマ字) 姓 (ローマ字)

新クラブ事務局住所 (ローマ字) 番地 _____

新クラブ事務局住所 (ローマ字) 番地 _____

市町村/都道府県/国 _____ 郵便番号 _____

市町村/都道府県/国 _____ 郵便番号 _____

電話 _____ FAX _____

電話 _____ FAX _____

* 電話番号には国番号と市外局番を必ず記載してください。

* 電話番号には国番号と市外局番を必ず記載してください。

Eメールアドレス _____

Eメールアドレス _____

希望の連絡方法: 郵便 FAX Eメール

希望の連絡方法: 郵便 FAX Eメール

国際本部にチャーター申請書が届いてから手続きが行われ、公式のチャーター(認証状)およびクラブ用品が送付されるまでに約45日かかることをあらかじめご了承ください。

新クラブをスポンサーするクラブの責任

スポンサー・クラブは、新クラブが献身、活動、熱意において高いレベルに達し、それを保持するよう援助します。新クラブをスポンサーすることにはいくつかの責任が伴います。スポンサー・クラブには以下のことが求められます。

- ・ ガイディング・ライオンを支援する
- ・ チャーターメンバー予定者が全員ライオンズ会員となる資格基準を満たしていることを確認する
- ・ クラブ結成のための綿密な会合を開催する
- ・ チャーターされたクラブがライオンズムに関して適した姿勢を持っていることを確認する
- ・ チャーターナイトの共同ホスト役を務める
- ・ 地区の活動参加を奨励する
- ・ 他のクラブとの合同行事を奨励する
- ・ 会員維持および会員増強の計画策定に助力する
- ・ クラブの会合の議題準備にあたって手を貸す
- ・ クラブの活動を支援する
- ・ 助けを求められた時にはいつでも新クラブを援助する
- ・ 干渉することなく、助言を与える

スポンサー・クラブとして私たちは、上記事項、またそれらに限られることなく、援助を新クラブに与えます。

スポンサー・クラブ役員の署名

会長： _____ 日付： _____

幹事： _____ 日付： _____

ガイディング・ライオン

地区ガバナーは新クラブを援助するガイディング・ライオンを二人まで任命することができます。チャーター・ピン、証書、その他の資料は、注釈がない限り、最初に記載されているガイディング・ライオン宛てに郵送されます。

ガイディング・ライオン

(新クラブへの諸用品が送付される) 名 (ローマ字) _____ 姓 (ローマ字) _____

会員番号 _____

所属クラブ事務局住所 (ローマ字) 番地 _____

市町村/都道府県/国 _____ 郵便番号 _____

電話 _____ FAX _____

* 電話番号には国番号と市外局番を必ず記載してください。

Eメールアドレス _____

このガイディング・ライオンはスポンサー・クラブの会員ですか?

はい いいえ

「いいえ」と答えた場合、以下にご記入ください。

クラブ名 _____

クラブ番号 _____

このガイディング・ライオンは「公認」ガイディング・ライオンですか?

はい いいえ

希望の連絡方法： 郵便 FAX Eメール

ガイディング・ライオン

名 (ローマ字) _____ 姓 (ローマ字) _____

会員番号 _____

所属クラブ事務局住所 (ローマ字) 番地 _____

市町村/都道府県/国 _____ 郵便番号 _____

電話 _____ FAX _____

* 電話番号には国番号と市外局番を必ず記載してください。

Eメールアドレス _____

このガイディング・ライオンはスポンサー・クラブの会員ですか?

はい いいえ

「いいえ」と答えた場合、以下にご記入ください。

クラブ名 _____

クラブ番号 _____

このガイディング・ライオンは「公認」ガイディング・ライオンですか?

はい いいえ

希望の連絡方法： 郵便 FAX Eメール

チャーターナイト

チャーター (認証状) は注釈がない限り、地区ガバナーまたはコーディネーター・ライオンに送付されます。

国際本部にチャーター申請書が届いてから手続きが行われ、公式のチャーターが送付されるまでに約45日かかることをあらかじめご了承ください。

チャーター贈呈年月日： _____

エクステンション・アワード受賞者

国際理事会方針により、ひとつのクラブ結成につき交付される賞は二つまでに限られています。また、現職の地区ガバナーおよび新規のチャーターメンバーは受賞の対象とはなりません。本賞の申請は、新クラブのチャーター承認年月日より6か月以内に地区ガバナーが行わなければなりません。

地区ガバナーは下記のライオンをエクステンション・アワード受賞者として推薦しています。

エクステンション・アワード
受賞者 _____
名 (ローマ字) _____ 姓 (ローマ字) _____

会員番号 _____

キャビネット事務局住所 (ローマ字) 番地

市町村/都道府県/国

郵便番号

電話

FAX

Eメールアドレス _____

クラブ名

クラブ番号

地区

エクステンション・アワード
受賞者 _____
名 (ローマ字) _____ 姓 (ローマ字) _____

会員番号 _____

キャビネット事務局住所 (ローマ字) 番地

市町村/都道府県/国

郵便番号

電話

FAX

Eメールアドレス _____

クラブ名

クラブ番号

地区

国際会費について

新クラブに請求される半期分国際会費は、6月30日または12月31日までに残る月数分が月割り計算されます。各新会員の会費は、その氏名が国際本部で記録された月の翌月1日から請求されます。その額についてのご質問は地区キャビネット事務局またはライオンズクラブ国際本部までご連絡ください。

新クラブ役員署名：

会長： _____

幹事： _____

地区ガバナーの承認

チャーターを申請するこの新クラブは、地域社会に必要であり、成功への十分な見通しをもち、以下の通り、地域で行う人道的奉仕活動を計画しています。従って、ここにチャーター申請を推薦し、承認いたします。

現地区ガバナーの署名： _____ 日付： _____

地区ガバナー名 (タイプまたは活字体のローマ字)： _____

地区内でエクステンション・ワークショップが開催されましたか? はい いいえ

「はい」と答えた場合、担当のコンサルタントまたはエクステンション開発指導員の氏名を記入してください。 _____

新クラブが計画している人道的奉仕活動についての説明を、以下に記述してください。 _____

新クラブ結成の基準

1. 申請

正式に結成され、役員を選出したいかなるグループ、クラブ又は集まりも、ライオンズクラブのチャーターを国際協会に申請することができる。申請には、所定の用紙に国際理事会が定める人数以上の会員の署名をして国際本部あてに送り、国際理事会が定めるチャーター費を添えなければならない。同理事会が申請を承認した後、本協会の会長及び幹事が署名したチャーターが交付される。このチャーターが公式に交付されたとき、クラブは結成されたものとみなされる。ライオンズクラブがチャーターを受理することは、本協会会則及び付則を批准してそれに従うことに同意したことを意味すると共に、同ライオンズクラブの協会との関係は、協会が法人組織化された州で有効となっている法律に従って本会則及び付則によって解釈され管理されることを、受け入れたことを意味する。

2. 書類

いかなる新クラブも、下記の書類が国際本部に到着し、理事会又はその代理人によって承認されるまで、チャーターを受けたり、ライオンズクラブ国際協会の記録に記入されたり、正式にライオンズクラブとして認められることはない。

a. 必要事項がすべて記入された公式のチャーター申請書。

b. 最低20人のチャーターメンバーの氏名。大きな既存のクラブが友好的に分割する場合を除き、このうち75%は、新しい会員でなければならない。

c. 相応のチャーター費 - チャーター費はUS\$30である。正ライオンズクラブから転籍するグッドスタンディングのライオンズのチャーター費は、US\$20である。ただし、クラブ支部会員にはこれが免除される。チャーター費及び入会費は払い戻しされない。

(1) 国際会則に規定されているか、又は理事会の決議で制定されたチャーター費以外は、いかなる地区、準地区、クラブも、追加のチャーター費を請求することはできない。

(2) アメリカ及びカナダ以外の国の場合、ライオンズクラブ国際協会の口座に資金が振り込まれたことを示す銀行発行の振込金受取書の写しを提出すれば、資金の支払いが完了したとみなされる。

3. チャーターメンバー

チャーターが承認された後90日以内にチャーターナイトが舉行されることを条件に、チャーターナイト以前に入会した会員は全員、チャーターメンバーとみなされる。チャーターナイトが90日以後に舉行されても、この90日の期間が終わった時点で、チャーターは締め切りとなる。

4. スポンサー・クラブ

a. すべての新クラブは、複合地区会則及び付則の規定に従って、クラブ、ゾーン、リジョン、地区キャピネット、あるいは地区委員会によってスポンサーされなければならない。新クラブのスポンサーは、クラブが存在する地区の境界線内から出るものとする。新クラブのスポンサーは、その責任について十分に説明を受けるものとする。スポンサー・クラブは、所属地区の地区ガバナーの承認に基づいて、一つ又はそれ以上の共同スポンサー・クラブの助力を受けることができる。共同スポンサー・クラブは、他の地区から来てても良い。新しい国でのクラブ結成の場合には、コーディネーター・ライオンが助力する。

b. 新しい地域の最初のクラブは、ライオンズクラブ及び（又は）その地区にスポンサーされなければならない。その後追加される各新クラブは、地区に属さないその地域が暫定地区に編成されるまで、最初のスポンサー地区内のライオンズクラブによってスポンサーされることができ、更には、有資格のガイディング・ライオン任命を含み、スポンサーとしての全面的責任をスポンサー・クラブが承知することを条件に、別の地区のライオンズクラブによってスポンサーされることができ、特別な事情があると理事会又は執行委員会が判断した場合、地区に属さない地域のクラブをスポンサー・クラブにすることができ、

これら特別な事情の下に新クラブを承認するための基準

- (1) 既存の地区に属するライオンズクラブには、予定されるクラブに地理的に近いクラブが他にない場合。
- (2) スポンサーとなることに伴って経済的責任を負う必要が起るかもしれないが故に、地区に属するクラブの中にスポンサーになるクラブがない場合。
- (3) スポンサーになる予定のクラブ会員たちが、予定される新クラブ及びその会員たちと個人的な深いつながりを持っている場合。
- (4) 地区に属するクラブがライオンズを推進できないか推進を拒否しているため、地区に属さないスポンサー・クラブの経済援助が、新地域でライオンズ会員を増やすための唯一の方法である場合。但し、チャーター費だけに限られる。

c. ライオンズ紋章が刺繍され、クラブ旗に付けることができる「新クラブのスポンサー」バッジが、スポンサー・クラブに交付される。

5. クラブ名

a. 新クラブの名前には、そのクラブが存在する自治都市又はこれと同等の政府行政区分の名を使わなければならない。「自治都市」とは、市、町、村、県、郡など正式な政府単位である。新クラブが自治都市内に存在しない場合には、そのクラブが存在する公式政府単位の名称で、最も適切かつその地で識別できる名称を使う。

b. 同じ「自治都市」又は同等の政府行政区分に複数のクラブが存在する場合に用いる「区別するための名称」は、同じ「自治都市」又は同等の政府行政区分にある他のクラブとは別に、はっきりと識別できるような名前であれば何でもよい。区別するための名称は、自治都市名の後にかつて区別して、協会の正式な記録に記入される。

c. 「ホスト・クラブ」という言葉は、その自治都市の親クラブを認める名誉なタイトルである。その他の特別な特典又は特権は伴わない。

d. ライオンズクラブの名称には、ライオンズクラブ国際協会の会長を務めた者以外、現存者の名前を使つてはならない。いかなるライオンズクラブも、その名称に「International（国際）」を付け加えることはできない。

e. ライオンズクラブを区別するための名称として、「レオ」という言葉を付け加えられる。

6. クラブ境界線

クラブの境界線は、クラブが存在する自治都市又は同等の政府区分の境界線と同じもの、あるいは、地区ガバナーの管轄範囲にある単一地区、準地区、又は暫定地区内とし、そのクラブが存在する複合地区及び（又は）地区の会則及び付則の規定に従い、地区キャピネットの承認がなければならない。

7. チャーター承認日

チャーター申請書が承認された日を、チャーター承認日とする。この年月日が、クラブのチャーターと協会の公式記録に記入される。

8. チャーター

a. ライオンズクラブ国際協会の会長及び幹事が、新クラブのチャーターに署名をする。スポンサーのクラブ、地区キャピネット、又は地区委員会の名も、記入される。

b. 新クラブのチャーターは、地区ガバナー又はコーディネーター・ライオンに直接送られる。地区に属さない新クラブのチャーターは、新クラブの会長に送られる。

9. 会費

チャーター・メンバーは、氏名がスポンサー・ライオンズクラブ、コーディネーター・ライオン及び国際協会に報告された月の翌月1日から、会費を支払う。新ライオンズクラブには、チャーターが締め切られた直ぐ後に、会費の請求書が送られる。

10. チャーター申請書の提出期限

記入済みチャーター申請書が国際本部（米国イリノイ州オークブルック）に6月20日の業務終了時間までに提出された場合には、提出された年度内の結成分として処理される。

11. 新クラブの存続保証

1会計年度内に10以上の新クラブを結成する地区には、新クラブの長期的成長に必要な支援がなされることを示す証拠の提示が義務付けられ、したがって1)新クラブ支援計画の詳細提出、2)チャーター申請書の提出時に半期分の国際会費の支払い、3)地区ガバナーおよび副地区ガバナーの双方によるチャーター申請書の証明が必須である。

方針は変更する場合があります。最新情報に関するお問い合わせは、会員プログラムおよび新クラブ・マーケティング課にお寄せください。

Membership Programs and New Clubs Marketing Department
Lions Clubs International
300 W 22nd St
Oak Brook IL 60523-8842 USA
電話: 630.571.5466 内線 602
ファックス: 630.571.1691
Eメール: newclubs@lionsclubs.org